

半田市木造建築物取壊工事費補助金交付申請募集案内

地震発生時における建築物等の倒壊による二次災害の軽減を図るため、耐震性のない木造建築物の取壊工事を行う場合、費用の一部を補助します。

●補助の対象

- (1) 補助金交付申請時に延べ床面積10㎡以上のもの
- (2) 木造住宅耐震診断において総合判定が1.0未満と診断されたもの又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する木造住宅と判断されたもの
- (3) 半田市木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けていないもの
- (4) 建物が道路・隣地境界線から軒高以内の距離にあるもの
- (5) 解体後その敷地内において、補助金の交付決定後、同一の所有者（親族を含む。）が1年間は建築行為をしないもの

●補助金の額

上限20万円（補助率1／1）

●補助の対象者

- (1) 補助の対象建物の所有者（同等の権利を有する者を含む。）であること
- (2) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について滞納がない者であること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

●申請時に必要な書類

- (1) 半田市木造建築物取壊し工事費補助金交付申請書
- (2) 耐震診断の結果のわかるものの写し
(住宅地区改良法第2条第4項に規定する木造住宅と判断されたものを除く)
- (3) 案内図及び平面図
- (4) 取壊工事見積書（取壊し工事業者の記名及び捺印のあるもの）の写し
- (5) 対象建築物の写真
- (6) 1年間は建築行為をしない旨の誓約書
- (7) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について未納がないことの証明書

●完了時に必要な書類

- (1) 完了実績報告書
- (2) 契約書の写し
- (3) 工事写真（着手前、工事中及び完了時を確認できるもの）
- (4) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者が発行したものに限る。）
- (5) 請求書